

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

柏原市長 富宅 正浩

入札方式	電子入札による制限付一般競争入札(申請入札同時方式)
案件番号	29
発注種別(区分)	土木一式工事
工事(業務)名	田辺旭ヶ丘線道路築造工事(橋梁下部1工区)
工事(業務)場所	柏原市旭ヶ丘3丁目地内外
工期又は契約期間	自：柏原市議会議決日の翌日 至：令和9年10月29日 〔但し、議会議決日の翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にあたるときはその翌開庁日とする。〕
工事(業務)概要	本工事は、都市計画道路田辺旭ヶ丘線整備事業の橋梁下部工(P6橋脚及びP7橋脚)の施工を行うものである。 橋梁下部工 一式 土工 一式 土留・仮締切工 一式 基礎工 一式 橋脚躯体工 一式 付帯工 一式 仮設工 一式
入札参加資格	- 次に掲げる要件を入札書受付締切日において全て満たしていること。 ① 令和7・8年度柏原市入札参加資格審査申請書を提出し、柏原市電子入札システムに利用者登録されていること。 ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条に定める土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。 ③ 令和7・8年度の入札参加資格審査申請時(令和7年1月17日まで)に提出した建設業法第27条の23の規定による経営事項審査について、「土木一式工事」の経営事項審査結果の総合評定値が1000点以上であること。なお、特定建設工事共同企業体による申請は認めない。 ④ 柏原市暴力団排除条例に基づく入札等排除措置を受けていないこと。 ⑤ 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。 ⑥ 過去10年間(平成27年～令和6年度)に元請けとして工事を完成させた、国または地方公共団体発注の基礎杭を有する橋梁下部工事(歩道橋を除く)の工事実績を1件以上有すること。 ⑦ 建設業法第26条の規定による必要な技術者及び現場代理人の配置が可能であること。 ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。 ⑨ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。 ※ 入札参加資格審査申請(令和7・8年度)時点での、経営事項審査結果通知書の総合評点を入札参加資格の点数とします。市外業者については、第1希望の業種を対象とします。
	- 次に掲げる者は本入札に参加できません。 ① 入札書受付締め切り時点で柏原市(病院事業を含む)の発注工事件数を2件(工事成績評定点80点以上の手持ち件数の制限緩和措置(※以下緩和措置という。)を受けている場合は3件)以上受注している市内・準市内業者及び柏原市(病院事業を含む)の発注工事件数を1件(緩和措置を受けている場合は2件)以上受注している市外業者。また、開札日当日の前入札において落札候補者または落札者となった案件も受注件数に含まれる為、手持ち工事件数の制限に達した場合は入札に参加できません。 但し、単価契約、随意契約の受注については、手持ち工事件数に含みません。なお、工事の手持ち期間とは、落札者決定日から完成検査合格の日までです。 ② 提出すべき書類を期限までに提出しなかった者。又は、提出した書類について柏原市(病院事業を含む。)が不適格と判断した者 ③ その他、柏原市競争入札参加資格審査業者選定委員会において不適格と判断された者 ④ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けておらず、有効な審査結果通知書を所有していない者 ※ 既受注工事の検査に合格し、手持ち工事件数の制限が解除された場合は、工事検査合格日の翌日から、入札書の提出を行うことができるものとします。

設 計 図 書 等	① 設 計 図 書 の 確 認 ： 必ず設計図書をダウンロードし、内訳書を作成してください。	
設計図書に関する 質 疑 及 び 回 答	① 質 疑 の 方 法 ： 質疑回答書(市様式有り)に質疑を記載し、契約検査課の入札メールアドレスに送信してください。なお、質疑書をEメールにて送信していただいた際には電話していただきますようお願いいたします【契約検査課：072-972-1730】 ② 質 疑 締 切 期 限 ： 令和7年10月15日(水) 正午まで ③ 回 答 日 時 及 び 方 法 ： 令和7年10月21日(火) 13:00から システムの「質疑・回答」にて公表いたします。URLは、 (http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/PAN090.do?KIKAN_NO=0221&SCREEN_ID=PAN090&PARAM=030)です。	
入 札 書 等 の 送 付	① 入 札 書 の 提 出 ： 電子入札システムにより入札書を提出してください。 ② そ の 他 の 必 要 な 書 類 ： イ(添付資料)、ロ(内訳書)の書類をダウンロードし、作成のうえ、それぞれ①の（添付資料・内訳書） イ) 電子入札参加状況申告書 ロ) 内訳書 ※内訳書の金額(税抜き)が算用数字で入力され、入札金額と同一であること。 ③ 電 子 く じ 番 号 の 記 入 ： 最低応札者が2者以上の場合は、電子くじによる抽選を行うため、必ずくじ用数値を入力欄に記入してください。 ④ 入 札 書 受 付 開 始 日 時 ： 令和7年10月27日(月) 9:00から ⑤ 入 札 書 受 付 締 切 日 時 ： 令和7年10月29日(水) 16:00まで ※電子入札システム使用可能時間は、9:00から17:00までです。 ただし、土日祝日は終日稼働していません。	
制限付一般競争入札に 関する確認事項申請書等 について	① 確認事項申請書等受付開始日 ： 令和7年10月30日(木) 9:00から ② 確認事項申請書等受付締切日 ： 令和7年10月31日(金) 17:00まで ※受付時間は平日9:00から17:00まで。ただし12:00から12:45を除く。 ③ 提出方法及び提出場所 提出方法については柏原市財務部契約検査課(本庁舎3階)への持参のみとし、郵送等は不可とする。 ④ 入 札 参 加 資 格 に 関 す る 通 知 ： 令和7年11月11日(火) 13:00から17:00まで ※電子入札システムにより確認すること。	
予 定 価 格	事後公表	※左記の金額は、消費税等額を含まない。
最 低 制 限 価 格	202,580,000 円	
入 札 保 証 金	無(免除とする)	
契 約 保 証 金	有(柏原市電子入札者心得第17条による)	※契約金額の30%以上とする。なお保証による免除の場合は公共工事履行保証証券を提出した場合に限る。
前 払 金	① 前払金の対象 イ) 1千万円以上の請負金額であること。 ロ) 90日以上工期のこと。 上記イ、ロの全てを満たしている場合に、前払金(請負金額の40%以内)を支払うものとします。 なお、前払金額は請負金額の40%以内とします。 ※請負業者は保証事業会社と前払いに関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出する必要があります。 ② 中間前払金の対象 イ) 当初の前払金が支払われていること。 ロ) 工期の2分の1を経過していること。 ハ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ニ) 当該工事の進捗額(材料費含む)が請負金額の2分の1以上の額に達していること。 上記イ～エの全てを満たしている場合に、中間前払金を支払うものとします。 なお、中間前払金額は請負金額の20%以内とします。 ※請負業者は保証事業会社と中間前払いに関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出する必要があります。	

部分払の回数	請負金額		工 期		回 数	
	10,000千円以上 50,000千円未満		90日以上		1回	
	50,000千円以上 100,000千円未満		90日以上		2回以内	
	100,000千円以上		90日以上		3回以内	
	中間前払金を請求している場合は、上記回数から1回を差し引いた回数とする。					
支給材料又は貸与品	無					
リサイクル対象建設工事の届出等	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項及び同法施行令(平成12年政令第495号)第2条に規定された規模以上の建設工事の施工については、届出が必要となります。					
開 札 日 時 等	① 開 札 日 時 : 令和7年11月12日(水) 10時30分 ② 開 札 場 所 : 柏原市役所 電子入札室 ※開札当日は必ず連絡のとれる体制にてお願い致します。					
入 札 の 中 止	システム上の障害等により、システムが長時間にわたり使用不可と予想された場合又は使用不可となった場合					
契 約	当該工事の契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき契約に該当し、柏原市議会の議決をへて本契約としての効力を生じるものとする。					
契 約 締 結 後 の 届 出 書 類	No.	届 出 書 類 (用 紙) 名	部数	提出先	備 考	
	1	着 手 届	2部	事 業 課		
	2	現 場 代 理 人 通 知 書	2部	事 業 課	雇用証明の添付	
	3	主 任 技 術 者 等 の 通 知 書	2部	事 業 課	雇用・資格等の添付	
	4	監 理 技 術 者 通 知 書	2部	事 業 課	建設業法第26条の規定による	
	5	特 例 監 理 技 術 者 通 知 書	2部	事 業 課	建設業法第26条第3項ただし書きの規定による	
	6	監 理 技 術 者 補 佐 通 知 書	2部	事 業 課	建設業法第26条第3項ただし書きの規定による	
	7	暴力団排除条例に基づく誓約書 (元 請)	1部	契約検査課	契約金額が500万円以上の場合	
	8	社会保険等に関する誓約書	1部	契約検査課		
	9	工 程 表	2部	事 業 課		
	10	内 訳 明 細 書	2部	事 業 課	詳細な内訳を添付すること	
	11	下 請 業 者 通 知 書	2部	事 業 課	必要な場合のみ提出	
	12	暴力団排除条例に基づく誓約書 (下 請)	1部	事 業 課	下請業者との契約金額が500万円以上の場合	
	13	工 事 実 績 情 報 シ ス テ ム (CORINS)	1部	事 業 課	日本建設情報総合センターの入力システムに基づき登録し、発行された登録内容確認書の写しを10日以内に提出すること。	
	※1～6までの書類については契約締結後7日以内、9,10の書類は14日以内に提出してください。 ※7及び8については、契約締結時に提出してください。(提出が無い場合は契約締結を致しません) ※11については、下請負契約がある場合は、下請業者通知書とともに、建設業法第24条の7に基づく書類等を提出し、施行体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げてください。 ※13については、請負金額500万円以上の工事を対象(必須登録)としています。					
契 約 締 結 後 の 工 事 保 険 等	① 契約締結者は当該工事の着工までに、下記の工事保険等(保険期間は着工日から引渡日まで、被保険者は請負者)に加入してください。 要加入の保険は、契約締結後、保険証の写しを事業課に2部提出してください。					
	工 事 保 険 種 別		加入要否		保険金額	
	請負工事賠償責任保険		要加入		1名 5,000万円 1事故 3億円 物損 1,000万円	
	上記以外の保険		設計図書による		設計図書による	
	※引渡日とは、工期末に14日を加えた日とする。但し、年度末については末日とする。 (留意事項) ・工事保険に加入し、賠償責任保険特約(上記記載の請負工事賠償責任保険の保険金額と同額以上)を付したときは、請負工事賠償責任保険は不要です。					
	② 労 災 保 険 成 立 証 明 書 : 所管基準局より証明印を押印のうえ、提出してください。 (契 約 検 査 課 へ 提 出) ③ 建 設 業 退 職 金 共 済 : 証紙を購入し、掛金収納書を所定の届出用紙に貼付して提出してください。 (契 約 検 査 課 へ 提 出)					

工 事（業 務）完 成 後 の 届 出 書 類	No.	届 出 書 類（ 用 紙 ） 名	部 数	提 出 先	備 考
	1	完 了 通 知 書	2部	事 業 課	工事(業務)完成後直ちに
	2	引 渡 書	2部	事 業 課	検査合格後
	3	請 求 書	1部	事 業 課	引渡書提出と同時に
そ の 他	・ 柏原市電子入札運用基準の取り扱いに準用する。 ・ 柏原市電子入札者心得の取り扱いに準用する。 ・ 入札参加者が1者のみの場合においても入札は有効とする。 ・ 本件は、週休2日工事とし、大阪府都市整備部「週休2日工事実施要領」を準用します。 ※現場説明書を参照すること。				
事 業 担 当	柏原市 都市政策課				
入 札 担 当	柏原市 財務部 契約検査課 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 TEL:072-972-1501(代表) / 072-972-1730(直通) FAX:072-971-2530 入札メールアドレス : nyusatsu@city.kashiwara.lg.jp 柏原市 契約検査課ホームページ https://www.city.kashiwara.lg.jp/soshiki/keiyaku/				

※上記条件は、全て公表日現在におけるものとする。